

繁茂竹林整備事業委託要領

制定	平成 27 年 3 月 31 日	平 26 森林整備第 1088 号
一部改正	平成 27 年 10 月 8 日	平 27 森林整備第 491 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日	平 30 森林整備第 998 号
一部改正	令和 2 年 4 月 15 日	令 2 森林整備第 43 号
一部改正	令和 2 年 11 月 2 日	令 2 森林整備第 556 号
一部改正	令和 3 年 12 月 15 日	令 3 森林整備第 501 号
一部改正	令和 5 年 3 月 10 日	令 4 森林整備第 755 号
一部改正	令和 6 年 3 月 26 日	令 5 森林整備第 961 号

(趣旨)

第 1 この要領は、繁茂竹林整備事業実施要領（平成 27 年 3 月 31 日付け平 26 森林整備第 1087 号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）及び繁茂竹林整備事業（ボランティア実施）取扱要領（平成 27 年 3 月 31 日付け平 26 森林整備第 1105 号農林水産部長通知。以下「取扱要領」という。）に基づき、当該事業を第三者に委託して実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

このほか、この要領に定めのない事項については、業務委託契約事務取扱要領によるものとする。

(委託契約書)

第 2 実施要領第 4 の事前調査及び同要領第 6 の事業実施に係る委託契約は、繁茂竹林整備事業事前調査業務委託契約書（別記第 1 号様式）及び繁茂竹林伐採等業務委託契約書（別記第 2 号様式）による。

2 取扱要領による事業実施に係る委託契約は、請書（別記第 3 号様式）による。

3 農林水産事務所又は農林事務所の長（以下「所長」という。）は、委託契約の締結に当たっては、山口県会計規則等関係法令を遵守しなければならない。

(業務の指導監督)

第 3 所長は、契約の履行等を確保するため、監督職員を定めこれを行わせる。

2 監督職員は、契約締結後、市町、受託者、協定者等と現地において、業務範囲の確認や業務の進め方及び危被害防止対策等について、協議する。

3 監督職員は、受託者から危被害発生等の報告を受けた場合は、受託者に対し対策を指示するとともにその状況を農林水産部長に報告する。

4 監督職員は、指導監督を行った場合は、速やかに指導監督簿（別記第 4 号様式）により所長に報告する。

- 5 所長は、業務の監督上必要な現場管理業務の一部を第三者に委託することができる。

(検査)

- 第4 所長は、受託者から出来形検査申請書（別記第5号様式）又は業務完了届（別記第6号様式）の提出があった場合は、検査職員を定め検査を行わせる。
- 2 所長は、前項の出来形検査申請書又は業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を実施する。
- 3 検査職員は、検査を行ったときは、速やかに業務委託検査調書（別記第7号様式）を作成し、所長にその状況を復命する。
- 4 所長は、検査において手直しが必要と認めた場合は、期限を定めて、指示する。なお、手直しが完了した時は、検査職員が確認を行う。
- 5 所長は、検査に合格した場合は、受託者に部分完了又は完了検査合格通知書（別記第8号様式）を交付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領の改正は、平成27年10月8日から施行する。

(竹繁茂防止緊急対策事業委託要領の廃止)

- 2 竹繁茂防止緊急対策事業委託要領（平成17年9月1日付け平17森林整備第771号農林部長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第2項の規定による廃止前の旧要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月15日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年12月15日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年3月10日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

別記第1号様式（第2関係）

繁茂竹林整備事業事前調査業務委託契約書

業務の委託について、委託者山口県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称

年度繁茂竹林整備事業事前調査業務委託

（2）業務場所

山口県 市 地内 他 箇所

（3）業務内容

仕様書及び図面のとおり。

（委託料）

第2条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託期間）

第3条 本業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、 年 月 日
から 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（監督職員）

第5条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）仕様書に基づく業務のための書類等の作成及び交付又は乙が作成した図面等の承諾

（3）仕様書に基づく工程の管理、立会い、本業務の施工状況の検査又は確認

3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約書及び仕様書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等

については、監督職員を経由して行う。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者)

第6条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて事業現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に書面で通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行う。

3 現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。

(業務完了届及び成果品の提出)

第7条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届及び成果品を甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条の業務完了届及び成果品を受理したときは、それらを受理した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、本業務の成果が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。

4 前項の規定による補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

5 前条並びに第1項及び第2項の規定は、第3項の規定による補正について準用する。

6 甲は、第1項の検査に合格したときは乙に通知する。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、本業務の成果が前条第1項(同条第3項の規定による補正をした場合にあつては、同条第5項において準用する同条第1項)の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

(権利の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第13条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について随時調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第15条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故等の状況を報告しなければならない。

(業務の内容の変更、業務の実施の一時中止等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の内容を変更し、又は本業務の一部の実施を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の定めにより本業務の内容を変更し、又は本業務の一部の実施を一時中止させた場合において必要があると認めるときは、乙と協議の上、委託料の額を変更しなければならない。

(委託期間の延長)

第17条 乙は、天候の不良、その他乙の責めに帰すことができない事由により、委託期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

(履行不能の場合の処置)

第18条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰すことが出来ない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(契約不適合)

第19条 本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容と適合しない場合、甲は、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(損害の負担)

第20条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損

害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

- 2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

(甲の解除権1)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(甲の解除権2)

第22条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

(談合その他不正行為による解除)

第23条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。
- (4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（乙の解除権）

- 第24条 乙は、正当な事由なく、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（損害賠償）

- 第25条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（不正行為に伴う損害賠償）

- 第26条 乙は、この契約に関して、第23条各号のいずれかに該当するときは、委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第23条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。
- 2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の委託料の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

（違約金）

- 第27条 甲は、この契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

- 2 前項の違約金は、委託料の額の10分の1に相当する額とし、甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 前2項の規定は、甲が第23条の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(契約の締結に要する費用)

第28条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第29条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第30条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

電子契約の場合は、次のとおり記載すること。

【記載例】

以上の契約締結の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

年 月 日

電子契約の場合、契約日は無し。

委託者 (甲) 山口県
山口県〇〇農林 (水産) 事務所長 印

受託者 (乙) 住 所
氏 名 印

電子契約の場合、押印は無し。

(注) 業務箇所内訳表及び位置図 (1/25,000 又は 1/50,000、及び 1/5,000) を添付すること。

別記 繁茂竹林伐採等業務委託契約書における「別記」もこれに同じ。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場

合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

繁茂竹林整備事業事前調査業務委託仕様書

第 1 適用の範囲

この仕様書は、繁茂竹林整備事業の事前調査委託業務に適用する。

第 2 受託者の遵守事項

- 1 受託者は、契約約款及び仕様書を遵守するとともに監督職員と常に密接な連絡をとらなければならない。
- 2 受託者は、委託者の意図を十分理解のうえ事前調査業務を行うこと。
- 3 受託者は、森林への立入りや測量のための伐開にあたっては、事前に森林所有者からの承諾を得ること。
- 4 受託者は、事前調査業務の実施にあたり地権者等と紛争を起こさないように留意すること。

第 3 事前調査業務

事前調査業務においては、繁茂竹林整備事業の円滑な推進に資するべく、次の調査等業務を行う。

- 1 地権者等特定調査業務
- 2 森林現況等調査業務
- 3 標準地調査業務
- 4 業務打合せ

第 4 地権者の特定等調査業務

- 1 地権者の特定
委託者から示された対象森林に係る資料（様式 1 及び森林計画図）に基づいて、境界図等の参考資料図書を整備し、さらに地権者の住所・氏名・連絡先等を把握する。
- 2 地権者の意向確認
前項の調査で得られた情報を基に、地権者に対し事業実施及び森林現況調査等の承諾に係る意向確認を行う。

第 5 森林現況等調査業務

事業対象森林の現況を把握し、かつ対象区域を確定するため、次の業務を行う。

- 1 森林現況調査
森林基本図（5 千分の 1）等を使用し、対象森林を含む周辺区域（概ね、周囲約 50 m を目安とする。）を対象に、次の事項について調査する。
 - （1）公道、山道（赤線）及び河川等の位置関係
 - （2）林況及び下層植生の生育状況（特に、下草等の密生により繁茂竹林の伐採前処理作業が必要と判断される場合は、その旨を報告する

こと)

- (3) 竹林群の生育及び分布状況
- (4) 事業効果が見込まれる保全対象に係る情報

2 周囲測量

前項の調査で得られた情報を基に、事業の対象となる森林の範囲を、以下の点に留意の上、コンパスにより測量する。

- (1) 閉合誤差は、方位角2度、距離5/100以内とする。
- (2) 起点及び概ね200mに1箇所には合成樹脂標を、その他の間点には杭を設置する。

第6 標準地調査業務

繁茂竹林の伐採業務に係る適切な設計に資するため、第5の2の調査で得られた成果を基に、事業対象森林の範囲内において以下の点に留意の上、標準地調査を実施する。

1 調査内容

- (1) 竹林群における竹の種類を特定し、標準地内の胸高（地際から1.3m）直径4cm以上の竹の成立本数及び胸高直径を測定する。
- (2) 竹の侵入率を確認するため、標準地内の胸高（地際から1.2m）直径4cm以上の竹以外の立木について本数を測定する。

2 標準地の設定

- (1) 標準地は、竹林群の的確な情報が得られるよう、その設定に配慮する。
- (2) 標準地の設定は以下のとおりとする。

ア 標準地の数

- ① 1ha未満 0.1ha当たり1箇所以上
- ② 1ha以上：1haを超える面積について0.2ha当たり1箇所以上

イ 1箇所当たり標準地の面積：10m²以上（原則、正方形とする。）

3 調査手法等

- (1) 標準地内において、竹の成立本数及び胸高直径を毎木調査により調査する。なお、成立本数には枯竹を含むものとする。
- (2) 標準地の確認を容易にするため、以下による作業を行うこと。

ア 標準地外周の四隅の竹については赤色スプレー、標準地内の測定竹については青色スプレーにより胸高部位と地際に着色すること。

なお、外周の四隅の竹と測定竹が重複する場合は、赤色・青色の両スプレーにより着色すること。

イ 白色テープにより標準地外周を囲むこと。

第7 業務打合せ

事前調査業務の円滑かつ効率的な実施に資するため、以下の打合せを行う。

- 1 方針打合せ
 - (1) 受託者は、あらかじめ業務計画を立て、委託者の承諾を得ることとし、業務の実施に当たっては、委託者と事前の打合せを十分に行うこと。
 - (2) 前項の打合せは、着手初期、中間期、完了期に実施するが、双方が合意する場合は、この限りでない。
- 2 現地打合せ
 - (1) 委託者、受託者の双方は、現地において竹林群の範囲、区域の設定、保全対象の範囲、標準地の設定位置等に係る概略打合せを行う。
 - (2) 前項の打合せ協議の時期は、双方の合意のもと決定する。

第8 成果品の提出

No	種 別	摘 要
1	位置図	縮尺：1/25,000 ～1/50,000
2	森林計画図	縮尺：1/5,000
3	周囲測量図	縮尺：1/500～1/1,000 標準地の位置を記入
4	測量野帳	様式任意
5	事前調査等業務報告書	様式1
6	標準地調査結果一覧表	様式2
7	標準地調査野帳取りまとめ表	様式3

- (注) 提出部数は各1部とする。
 委託者は、様式1～3を電子媒体により受託者へ配布する。
 受託者は、当該媒体に調査結果を入力し、これを出力した紙と併せて委託者に提出する。

様式1 事前調査等業務報告書

竹林群番号(- -)

番号	森林簿上の所有者・森林の現況							調 査 結 果													
	市町	林小班	森林所有者住所・氏名		森林の区分	森林の現況	計画図番号	1 地権者の特定等調査業務							2 森林現況等調査業務			3 標準地調査業務			
			住所	氏名				(1)森林の所在	(2)森林所有者住所	(3)森林所有者名	(4)電話番号	(5)地権者特定根基	(6)地目	(7)承諾の有無	(1)林分状況	(2)保全対象等	(3)事業対象面積(ha)	標準地番号	面積(m2)		
1	錦	41A/33-3		カタカナ	水土	ザツ、48	22	周東町大字上須通字△△	周東町大字上須通	(フリナガ) 〇〇 × × × (漢字)	0827-〇〇-× × ×	課税台帳	山林	有・無	小学校 1 保育園 1 公民館 1 民家 10 〇〇ダム		1	10			
2												地籍調査	田	有・無			2	10			
3												法務局登記簿	畑	有・無			3	20			
4													宅地	有・無							
5														有・無							
6														有・無							
7														有・無							
8														有・無							
9														有・無							
10														有・無							
11														有・無							
12														有・無							
計															0.32	3	40				

【摘要】

- 1 本報告書は竹林群毎に作成する。
- 2 「竹林群番号」ならびに「森林簿上の所有者・森林の現況」は、委託者(山口県)が記載する。
- 3 「地権者の特定根基(1-(5)関連)」となる関係書類を添付のこと。
- 4 「林分状況(2-(1)関連)」は、竹の侵入を受けた森林及び元凶竹林の状況を具体的に記載すること。
- 5 「保全対象(2-(2)関連)」は、直接の事業効果が見込まれるもの、及び周辺ダム等の状況を記載する。
- 6 「事業対象面積(2-(4)関連)」は、周囲測量により求められた面積を記載する。
- 7 「標準地番号(3関連)」は、設定した標準地に付した一連番号を記載するとともに、周囲測量図に当該概略の位置を明記する。

標準地調査結果一覧表

竹林群番号	
調査箇所	

標準地番号	標準地面積 (m ²)	標準地竹本数 (本)	直径×本数の合計	立木数 (本)
合計				
調査結果				
竹林成立本数 (本/ha)				
平均胸高直径 (c m)				
侵入率 (%)				
竹種				

注 1) 侵入率 : 竹の成立本数 / (竹以外の樹木の成立本数 + 竹の成立本数)

様式 3

標準地調査野帳取りまとめ表 (竹林群番号

) (竹の種類)

標準地番号				標準地番号				標準地番号				
標準地のサイズ				標準地のサイズ				標準地のサイズ				
標準地の面積				標準地の面積				標準地の面積				
毎木調査結果				毎木調査結果				毎木調査結果				
種類	直径	本数	直径×本数	種類	直径	本数	直径×本数	種類	直径	本数	直径×本数	
竹	4			竹	4			竹	4			
	5				5				5			
	6				6				6			
	7				7				7			
	8				8				8			
	9				9				9			
	10				10				10			
	11				11				11			
	12				12				12			
	13				13				13			
	14				14				14			
	15				15				15			
	16				16				16			
計			計			計			計			
1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				
平均胸高直径				平均胸高直径				平均胸高直径				
立木	樹種	本数		立木	樹種	本数		立木	樹種	本数		
	計				計				計			
1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				
標準地番号				標準地番号				標準地番号				
標準地のサイズ				標準地のサイズ				標準地のサイズ				
標準地の面積				標準地の面積				標準地の面積				
毎木調査結果				毎木調査結果				毎木調査結果				
種類	直径	本数	直径×本数	種類	直径	本数	直径×本数	種類	直径	本数	直径×本数	
竹	4			竹	4			竹	4			
	5				5				5			
	6				6				6			
	7				7				7			
	8				8				8			
	9				9				9			
	10				10				10			
	11				11				11			
	12				12				12			
	13				13				13			
	14				14				14			
	15				15				15			
	16				16				16			
計			計			計			計			
1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				
平均胸高直径				平均胸高直径				平均胸高直径				
立木	樹種	本数		立木	樹種	本数		立木	樹種	本数		
	計				計				計			
1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				1 m2当たり本数				

注) 「直径」の計測はcm単位とし、単位以下端数は切り捨てとする。

別記第2号様式（第2関係）

繁茂竹林伐採等業務委託契約書

業務の委託について、委託者山口県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称

年度繁茂竹林伐採等業務委託

（2）業務場所

山口県 市 地内 他 箇所

（3）業務内容

仕様書及び図面のとおり。

（委託料）

第2条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託期間）

第3条 本業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、 年 月 日
日から 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（業務実施計画書）

第5条 乙は、事業実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を契約締結後、速やかに甲に提出する。

（監督職員）

第6条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）仕様書に基づく業務のための書類等の作成及び交付又は乙が作成した図面等の承諾

(3) 仕様書に基づく工程の管理、立会い、本業務の施工状況の検査又は確認

- 3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 4 この契約書及び仕様書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等については、監督職員を経由して行う。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者)

第7条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて事業現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に書面で通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行う。
- 3 現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。

(竹材等の持出し禁止)

第8条 乙は、本業務地内の木竹や林産物等を、本業務地以外へ持ち出してはならない。

(業務完了届の提出)

第9条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を甲に提出しなければならない。

(検査)

- 第10条 甲は、前条の業務完了届を受理したときは、当該届を受理した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。
- 2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。
 - 3 乙は、本業務の成果が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までにその指示に従いこれを手直ししなければならない。
 - 4 前項の規定による手直しに要する費用は、全て乙の負担とする。
 - 5 前条並びに第1項及び第2項の規定は、第3項の規定による補正について準用する。
 - 6 甲は、第1項の検査に合格したときは乙に通知する。

(委託料の請求及び支払)

- 第11条 乙は、本業務の成果が前条第1項(同条第3項の規定による補正をした場合にあつては、同条第5項において準用する同条第1項)の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(部分払)

- 第12条 乙は、本業務の完了前に、本業務の出来形部分に対する委託料相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、甲に対し部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は委託期間中1回とする。
- 2 乙は、前項の規定により部分払い金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書を受理した日から10日以内に本業務の出来形部分等について検査を行う。
- 4 甲は、前項の定めにより検査に合格したときは乙に通知する。
- 5 乙は、前項の定めにより乙から通知があったときは、部分払金支払請求書を甲に提出する。
- 6 甲は、前項の定めにより乙より乙の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から15日以内に部分払金を乙に支払う。
- 7 第1項の本業務の出来形部分に対する委託料相当額は、甲と乙が協議して定める。ただし、乙が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(個人情報の保護)

- 第13条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

- 第14条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

(権利の譲渡等の制限)

- 第15条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の制限)

- 第16条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(実地調査等)

- 第17条 甲及び乙は、本業務の実施にあたり、関係者と現地において実施区域等の確認を行い危被害防止に努める。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について随時調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第 18 条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故等の状況を報告しなければならない。

(業務の内容の変更、業務の実施の一時中止等)

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の内容を変更し、又は本業務の一部の実施を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の定めにより本業務の内容を変更し、又は本業務の一部の実施を一時中止させた場合において必要があると認めるときは、乙と協議の上、委託料の額を変更しなければならない。

(委託期間の延長)

第 20 条 乙は、天候の不良、その他乙の責めに帰すことができない事由により、委託期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

(履行不能の場合の処置)

第 21 条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰すことが出来ない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(契約不適合)

第 22 条 本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容と適合しない場合、甲は、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(損害の負担)

第 23 条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

(甲の解除権 1)

第 24 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力

団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（甲の解除権2）

- 第25条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

（談合その他不正行為による解除）

- 第26条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- （1）乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。
 - （2）乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - （3）乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。
 - （4）乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - （5）乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(乙の解除権)

- 第27条 乙は、正当な事由なく、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

- 第28条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(不正行為に伴う損害賠償)

- 第29条 乙は、この契約に関して、第26条各号のいずれかに該当するときは、委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第26条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。
- 2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の委託料の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(違約金)

- 第30条 甲は、この契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。
- 2 前項の違約金は、委託料の額の10分の1に相当する額とし、甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 前2項の規定は、甲が第26条の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(契約の締結に要する費用)

- 第31条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

- 第32条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第 33 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、
甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各
自 1 通を保有する。

電子契約の場合は、次のとおり記載すること。

【記載例】

以上の契約締結の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、
各自この電磁的記録を保有する。

年 月 日

電子契約の場合、契約日は無し。

委託者 (甲) 山口県
山口県〇〇農林 (水産) 事務所長 印

受託者 (乙) 住 所
氏 名 印

電子契約の場合、押印は無し。

(注) 業務実施箇所内訳表、位置図 (1/25,000 又は 1/50,000、及び 1/5,000)
及び測量図 (1/1,000~1/500) を添付すること。

繁茂竹林伐採等業務仕様書

第1 適用の範囲

本仕様書は、繁茂竹林伐採等業務（「繁茂竹林伐採業務」及び「再生竹除去業務」）に適用する。

第2 竹の伐採等

- 1 手鎌等を用い、竹を地際から丁寧に伐採又は刈り払うこと。
ただし、切り株を棚積み用の杭として活用する場合は、この限りではない。
また、地表面に露出した地下茎は鉋等を用いて切断すること。
- 2 業務遂行上支障となるなどの場合を除き、広葉樹等の保全及び更新に最大限配慮すること。
- 3 伐採した竹は枝を払い、2つ以上に玉切ること。
- 4 薬剤を使用する場合は、別に定める薬剤使用の仕様によること。
- 5 再生竹除去業務の仕上げ時期等
後継広葉樹（郷土樹種）育成の観点から、以下の事項に関し特段に配慮すること。
 - (1) 2回刈りを行う場合の1回目は、原則として次の時期に行うこと。
 - ・新竹の生長により地下茎の養分が消耗し、新竹が枝葉を展開して光合成を始める前の時期（目安時期：5月下旬～7月上旬）
 - (2) 業務期間の満了時を現場の最終仕上げ時期とし、同時点において再生竹を適切に処理しておくこと。

第3 玉切りした竹及び枝条の整理

以下の点に留意の上、棚積みを行うこと。

- 1 棚積み方式
 - (1) 等高線に沿った枝条筋棚積み方式とし、切り株等を活用した棚積みを行うこと。
 - (2) 施工地内外へ枝条等が飛散しないよう、竹桿と枝条を交互に棚積むこと。
 - (3) 翌年度以降の再生竹除去作業を容易にするため、棚の接地面に伐採竹等を活用した栈木を設置し、草刈り鎌等が挿入可能な一定空間を設けること。
- 2 棚の位置等
 - (1) 広葉樹等の更新が早期に図られるよう、現場の状況に応じて位置を決定すること。
 - (2) 翌年度以降の再生竹の除去作業に支障を来さないよう留意すること。
- 3 棚の大きさ
 - (1) 高さは、棚の崩壊防止の観点から1～2m程度を基本とするが、現場の状況に応じて決定すること。
 - (2) 長さは4m程度、幅は2m程度を基本とするが、「広葉樹等の更

新」及び「翌年度以降の再生竹の除去作業」を勘案し、現場の状況に応じて決定すること。

4 その他

筍については早期の腐朽が見込まれるため棚積みを行う必要はないが、広葉樹等の更新及び再生竹の除去作業等の支障とならないよう留意すること。

第4 植栽

- 1 苗木運搬は、根をこも、むしろ等で包まなければならない。なお、運搬中損傷しないように取り扱うとともに乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- 2 苗木を仮植する場所は、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しない場所を選定しなければならない。
- 3 仮植は、根が重ならないようにして並べ、土で覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 4 植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。
- 5 苗木を携行するときは、根を露出させないように必ず苗木袋を使用するなど適切に管理しなければならない。
- 6 植穴は、径及び深さをそれぞれ所定の寸法に掘り、耕転し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。
- 7 植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木を揺り動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないように幾分高めに行うものとする。なお、深植え、浅植えにならないようにしなければならない。
- 8 日光の直射が強い日及び強風の際の植え付けは、なるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 9 気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。
- 10 野生鳥獣による食害が懸念される施工地においては、食害防止保護筒の設置により、被害を防止しなければならない。

第5 安全対策等

- 1 施工にあたっては、林分内及び民家や道路等の周辺状況に配慮するとともに、実施区域等を十分確認の上、危被害の防止及び誤伐防止に努めること。
- 2 作業にあたっては、ヘルメットを着用するなど労働安全衛生に配慮すること。
- 3 施工中は、施工区域内に関係者以外の者を立ち入らせないこと。

第6 標準地等の保全

- 1 事前調査の測量杭及び標準地調査箇所への保全に努めること。
ただし、再生竹除去業務の実施において、再生竹の繁茂状況等により困難と判断される場合はこの限りではない。
- 2 標準地調査箇所の伐採は、以下のとおりとする。
ただし、再生竹除去業務の実施においては、スプレーによる着色は不要とする。
 - (1) 標準地周囲竹（四隅竹）
地際から1.3mの高さで伐採し、赤色スプレーで着色する。
 - (2) 標準地内の竹（測定竹）
地際で伐採し、切り株に青色スプレーで着色する。
- 3 伐採した竹は、標準地の外に棚積みすること。
ただし、再生竹除去業務の実施において、再生竹の繁茂状況等により困難と判断される場合はこの限りではない。

第7 事業完了後の成果品

- 1 事業完了後は、成果品として、次の写真及び写真撮影位置図を提出すること。
 - (1) 施工前（遠景、近景）
 - (2) 施工中
 - (3) 完了後（遠景、近景）
 - (4) 標準地全箇所の保全状況（ただし、再生竹除去業務においては不要）
 - (5) その他：棚積み等の施工状況等
- 2 写真の管理は、「森林整備関係写真管理基準」に準じて行う。

別記第3号様式（第2関係）

請 書

- 1 業務名 繁茂竹林伐採等業務
- 2 業務場所 地内
- 3 業務内容 仕様書及び図面のとおり
- 4 委託期間 着手期日 年 月 日
完成期日 年 月 日

5 委託料の額

円
うち消費税及び地方消費税の額
(円)

上記の業務をお受けするについては、次の条項に従い履行します。

（委託期間の遵守）

第1条 委託期間内に、上記の仕様書及び図面のとおり業務を完了します。

（業務の目的物の引き渡し）

第2条 業務が完了したときは、貴職の検査を受け、その検査に合格した業務の目的物を引き渡します。

（業務の実施）

第3条 業務の実施については、すべて貴職の監督に従います。

（委託期間の延長）

第4条 天候の不良その他責めを負うことができない理由により、委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、委託期間の延長を請求することがあります。

（情報の守秘）

第5条 業務の実施上、知り得た情報を他に漏えいしません。

（契約の解除）

第6条 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議はありません。

- (1) 責めを負うべき理由により、委託期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 正当な理由がないのに業務の着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 第3条の定めに違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができなくなったとき。

年 月 日

契約担当者 様

受託者（乙）住所
氏名

印

繁茂竹林伐採等業務（ボランティア実施）仕様書

第1 適用の範囲

本仕様書は、繁茂竹林整備事業（ボランティア実施）に適用する。

第2 竹の伐採等

- 1 竹を地際から丁寧に伐採又は刈り払うこと。
ただし、切り株を棚積み用の杭として活用する場合は、この限りではない。
- 2 業務遂行上支障となるなどの場合を除き、広葉樹等の保全及び更新に最大限配慮すること。
- 3 伐採した竹は枝を払い、2つ以上に玉切ること。

第3 玉切りした竹及び枝条の整理

以下の点に留意の上、棚積みを行うこと。

- 1 等高線に沿った枝条筋棚積み方式とし、切り株等を活用した棚積みを行うこと。
- 2 棚の位置等
 - (1) 広葉樹等への更新が早期に図られるよう、4 m程度の間隔を確保すること。
 - (2) 翌年度以降の再生竹の除去作業に支障を来さないよう留意すること。
 - (3) 施行地内外へ枝条等が飛散・流出しないよう留意すること。
- 3 棚の大きさ
 - (1) 高さは、棚の崩壊防止の観点から1～2 m程度を基本とするが、現場の状況に応じて決定すること。
 - (2) 長さは4m程度、幅は2 m程度を基本とするが、「広葉樹等の更新」及び「翌年度以降の再生竹の除去作業」を勘案し、現場の状況に応じて決定すること。
- 4 筍については早期の腐朽が見込まれるため棚積みを行う必要はないが、広葉樹等の更新及び後続作業の支障とならないよう整理すること。
- 5 再生竹除去業務における現場の仕上げ時期は、業務期間の満了時を基本とし、同時点において再生竹を適切に処理しておくこと。
なお、新たな再生竹が発生する前に検査を受けるよう、監督職員との連絡を密にすること。

第4 植栽

- 1 苗木運搬は、根をこも、むしろ等で包まなければならない。なお、運搬中損傷しないように取り扱うとともに乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- 2 苗木を仮植する場所は、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しない場所を選定しなければならない。
- 3 仮植は、根が重ならないようにして並べ、土で覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 4 植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。
- 5 苗木を携行するときは、根を露出させないように必ず苗木袋を使用するなど適切に管理しなければならない。
- 6 植穴は、径及び深さをそれぞれ所定の寸法に掘り、耕転し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。
- 7 植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木を揺り動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないように幾分高めに行うものとする。なお、深植え、浅植えにならないようにしなければならない。
- 8 日光の直射が強い日及び強風の際の植え付けは、なるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 9 気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。
- 10 野生鳥獣による食害が懸念される施工地においては、食害防止保護筒の設置により、被害を防止しなければならない。

第5 安全対策等

- 1 施工に当たっては、林分内及び民家や道路等の周辺状況に配慮するとともに、実施区域等を十分確認の上、危被害の防止及び誤伐防止に努めること。
- 2 作業にあたっては、ヘルメットを着用し、労働安全衛生に配慮すること。
- 3 施工中は、施工区域内に関係者以外の者を立ち入らせないこと。

第6 標準地等の保全

- 1 事前調査の測量杭及び標準地調査箇所への保全に努めること。
ただし、再生竹除去業務の実施において、再生竹の繁茂状況等により困難と判断される場合はこの限りではない。
- 2 標準地調査箇所の伐採は、以下のとおりとする。
 - (1) 標準地周囲竹（四隅竹）
地際から1. 3 mの高さに赤色スプレーで着色しているため、着色

した箇所が残る高さで伐採すること。

(2) 標準地内の竹（測定竹）

地際に青色スプレーで着色しているため、着色した箇所が残る高さで伐採すること。

3 伐採した竹は、標準地の外に棚積みすること。

ただし、再生竹除去業務の実施において、再生竹の繁茂状況等により困難と判断される場合はこの限りではない。

第7 事業完了後の成果品

事業完了後は、成果品として、次の写真及び写真撮影位置図を提出すること。

(1) 施工前（遠景、近景）

(2) 施工中（作業風景）

(3) 完了後（遠景、近景）

(4) 標準地全箇所の保全状況（ただし、再生竹除去業務においては不要）

(5) その他：棚積み等の施工状況等

第8 その他

業務に当たっては、現場技術員及び監督職員の指示に従うこと。

別記第4号様式（第3関係）

指 導 監 督 簿

年 月 日

農林（水産）事務所長 様

監督職員職氏名
（同行者氏名）

年 月 日下記のとおり、指導監督を行いましたので、復命します。

記

竹林群番号	箇所名	進捗状況	進捗率%
現場における指示事項			
手直し又は指示を要する事項			
その他特記事項			

別記第5号様式（第4関係）

年 月 日

山口県〇〇農林（水産）事務所長 様

受託者
法人名・団体名
住 所
氏 名

出来形検査申請書

下記のとおり出来形検査をされるよう業務委託契約書第14条第2項の定めにより申請します。

記

(ha、円)

箇所名	計画		部分完成高			実施期間
	面積	事業費	面積	事業費	出来高	

別記第6号様式（第4関係）

年 月 日

山口県〇〇農林（水産）事務所長 様

受託者
法人名・団体名
住 所
氏 名

業 務 完 了 届

このことについて、業務を完了したのでお届けします。

記

1 業務の名称

2 業務場所 (竹林群番号 — —) 地内 他 箇所

3 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 完了年月日 年 月 日

業 務 委 託 検 査 調 書

業務の名称		
委託期間 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで	
履行場所	(竹林群番号 — —) 他 地内 箇所	
契約金額	円	
受託者	住 所	
	氏 名	
(部分)完了年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
検査結果	合 格 ・ 不 合 格	
所 見		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

検査職員 所属
職名
氏名

- (注1) 契約金額、受託者の住所及び氏名は、契約書に記載された契約金額、受託者の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- (注2) 「検査結果」欄は、該当するものを囲むこと。
- (注3) 「所見」欄は、不合格の場合にその理由及び必要とする事後措置を記載する。

別記第8号様式（第4関係）

第 年 月 日
号

受託者

様

山口県〇〇農林（水産）事務所長 印

（部分）完了検査合格通知書

次のとおり、業務の完了検査に合格しましたので、通知します。

業務の名称			
業務場所	地内 (竹林群番号 — —) 他 箇所		
委託期間	着手期日	年	月 日
	完了期日	年	月 日
委託料の額	金		円
(部分) 完了年月日		年	月 日
検査年月日		年	月 日
備考			